

平成 1 5 年 8 月 6 日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）宮城県北部を震源とする地震災害における
被災者生活再建支援法の適用について

- 1．今般の宮城県北部を震源とする地震により、宮城県において住宅に多数の被害が生じ、被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 2．今後、以下の県内の市町村において、住宅が全壊した世帯又は半壊でやむなく解体した世帯であって、法に定める要件に合致する場合には、その申請により被災者生活再建支援金制度が適用され、最高100万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【宮城県】 県内全域	7月26日	被災者生活再 建支援法施行 令第1条第3 号	384	1,009	0
合 計			384	1,009	0

（被害の状況は県からの報告による。なお、今後の調査によって変動することもある。）

< 参考 >

1．支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」が全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2．対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号による

（解説）

100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）

宇野、中村、香川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）

3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）